

第1章 計画の基本的考え方

第1章では、計画の策定に当たって、計画策定の趣旨、計画の期間、対象とする施策の範囲など、計画の基本的な考え方を示します。

1 計画策定の趣旨

- 「長野県環境基本条例」（平成8年長野県条例第13条）第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。
- 平成20年度（平成21年2月）に策定した「第二次長野県環境基本計画」では、『豊かな循環が育む水と緑のふるさと・信州』を基本目標とし、平成24年度までの5年を対象に、各施策に取り組んできました。
- この間、水資源の保全に対する懸念や全国的なエネルギー需給問題など、新たな課題も生じており、引き続き、長野県の環境保全を推進するとともに、それらを含めた課題に対して計画的に適切な対応をとっていくため、平成25年度を初年度とする「第三次長野県環境基本計画」を策定します。
- 本計画では、長期的な長野県の環境の将来像を示し、その実現のために必要な今後5年間の施策とその中でも特に重点的に実施する施策を位置付け、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、本県の優れた環境を保全していくことを目指します。
- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年7月25日法律第130号）第8条に規定する長野県の行動計画を包含します。

2 計画の期間

- 平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年計画とします。

3 対象とする施策の範囲

- 環境保全活動、環境教育並びに協働取組の推進に関すること。
- 地球温暖化対策・環境エネルギー政策*に関すること。
- 廃棄物の発生抑制や適正処理、資源の循環利用などに関すること。
- 水資源・水環境の保全や大気汚染の防止など、生活環境の保全に関すること。
- 自然環境と生物多様性*の保全及び持続可能な利用に関すること。

(注)「*」がついた用語は、参考資料に用語解説を記載しています